

<利用料金表>

令和3年4月1日より

浜松市発達医療総合福祉センターのご利用に際しての利用料金の額は下記のとおりとなっています。
なお、この利用料金の額は「浜松市発達医療総合福祉センター条例」に基づき、浜松市長の承認をいただいております。

【障害者体育館】

利用区分		利用料金の額
全面	障害者団体等 1時間につき	470円
	上記以外の方 1時間につき	940円
2分の1以下	障害者団体等 1時間につき	235円
	上記以外の方 1時間につき	470円

備考

- この表において障害者団体等とは、市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者の団体をいいます。
- 利用時間の開始は午前8時30分から利用する場合を除いて正時からとし、利用時間の終了は正時までとします。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の超過又は繰上げに係る利用料金は、1時間について次のとおりです。
 - 所定の開館時間内に使用する場合は、所定の利用料金に相当する額をいただきます。
 - 所定の開館時間外に使用する場合は、所定の利用料金の1.5倍に相当する額をいただきます。2分の1以下の使用の場合はそれぞれ、上記の額の5割となります。
- 計算した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、端数を切り捨てて計算します。

【障害者プール】

利用区分	利用料金の額
浜松市発達医療総合福祉センターを利用されている方等で市内に住所をする方	無料
浜松市発達医療総合福祉センターを利用されている方等で市内に住所を有しない方 1人1回につき	50円
上記以外の方 1人1回につき	100円

備考

- 浜松市発達医療総合福祉センターを利用されている方等とは、次の方をいいます。
 - 総合福祉センターを利用されている方
 - 身体障害者手帳の交付を受けている方、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びこれらの方を介護する方